

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)①ハ(ロ)及び(ハ)のうち、「供用する日の前日」を「供用する日」に改める。

別紙3中、1.(1)⑤イ(ロ)のうち、「北海道横断自動車道黒松内北見線の小樽インターチェンジ」を「北海道横断自動車道黒松内釧路線の余市インターチェンジ」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)を次のとおり改める。

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額(中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。))が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間(平成29年1月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はETC2.0車に、東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0車(以下「事業用ETC2.0車」という。))に限る。)については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ) 京葉道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、首都圏中央連絡自動車道等(横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで)及び首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額(中日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号(新湘南バイパス)及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。)))(以下「新湘南バイパス等」という。))における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間（平成29年1月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はETC2.0車に、東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）、首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）及び首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間（東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）について、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

別紙3中、1. (2) ⑥イのうち、「休日（1月2日及び1月3日を含む。）」を「休日、1月2日及び1月3日（ただし、平成30年8月6日から同年8月17日、平成30年12月31日から平成31年1月11日、及び平成31年4月22日から同年5月10日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては（3）ホにより適用することとする。）」に改める。

別紙3中、1. (2) ⑦イのうち、「首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャンクション（仮称）」を「首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャンクション」に改める。

別紙3中、2. のうち、「平成72年1月6日」を「平成72年3月8日」に改める。

別紙3中、別添3のうち

「北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭ジャンクション・本別間）

						札幌西
					手稲	3.5
			朝里	銭函	6.1	9.6
		小樽		11.7	17.8	21.3
	小樽塩谷		3.0	14.7	20.8	24.3
余市		18.9	15.9	24.4	30.5	34.0
	9.1	28.0	25.0	33.5	39.6	43.1

を

「北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭ジャンクション・本別間）

						札幌西
					手稲	3.5
			朝里	銭函	6.1	9.6
		小樽		11.7	17.8	21.3
	小樽塩谷		3.0	14.7	20.8	24.3
余市		18.8	15.8	24.5	30.6	34.1
	9.0	27.8	24.8	33.5	39.6	43.1

に改める。